

平成26年10月3日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	名古屋市	愛知県名古屋市の女性	平21.2.10	慢性気管支炎 気管支ぜんそく 障害補償費の額の改定	棄却 平成18年5月から平成19年4月までの間は、治療内容、経過に照らすと病状の悪化や重症化は認められず、同月20日実施の肺機能検査の指数は3級の基準よりも良好である。もともと、主治医は「2007年5月肺炎を併発して悪化」としているが、その時期の症状の増悪は一時的なものであるから、障害の程度が増進したとはいえない。以上から、障害の程度は3級に留まると判断する。 よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、被認定者。昭和58年慢性気管支炎、平成13年気管支ぜんそくについて3級で認定。	平19.6.8	①平19.8.3 ②平19.9.5 ③平21.1.13

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	愛媛県伊予市の女性	平24.6.5	石綿肺 認定	取消 処分庁は、放射線画像では、胸膜ブランクは認められるが、石綿肺を示唆する所見は認められず、膠原病肺等の他疾患を否定できないので、石綿肺とは断言できないとした。著しい呼吸機能障害の有無については、%VCが60%以上80%未満であった3回の場合のAaD _{O2} について言及することなく、動脈血ガス分析では呼吸機能障害を示すが、換気機能検査では、著しい呼吸障害は認められず、呼吸機能障害は肺循環障害などによる可能性が高いとして、石綿肺によるものではないとした。これに対し審査会においては、放射線画像では、胸膜ブランクの他、スリガラス影、網状影、小葉間質肥厚等が認められる間質性肺炎であり、石綿肺を否定できないと判定した。また、呼吸機能については、算出したAaD _{O2} は、3回にわたって著しい開大がみられた。さらに、受診先の医療機関の診療録によって、他疾患の可能性について確認したが、他の原因は認められなかった。以上より、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と認める。 よって、原処分を取り消した。	審査請求人は、審査請求中死亡者の妻。	平23.9.12	平24.5.10
2	独立行政法人環境再生保全機構	東京都豊島区の男性	平24.7.27	肺がん 認定	棄却 放射線画像所見及び切除肺の病理所見から、原発性肺がんであることは認められるが、手術の前後を通じて、放射線画像からは胸膜ブランク及び肺腺維化所見は認められなかった。また、処分庁が念のため行った石綿小体計測の結果からも石綿起因性を認めることはできなかった。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。	平23.10.14	平24.5.29
3	独立行政法人環境再生保全機構	埼玉県春日部の女性	平24.8.17	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 検査結果からは呼吸機能の低下が認められるが、検査当時、水気胸状態のために肺が拡張不良の状態にあったと認められるから、この呼吸機能低下をもって「著しい呼吸機能障害」があるとは認められない。審査請求人が石綿にばく露した可能性はあるが、放射線画像上、石綿肺の所見はなく、石綿肺は認められない。 よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。	平24.5.10	平24.7.24

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府大阪市の男性	平24. 8. 29	中皮腫認定	<p>棄却</p> <p>本件は、処分庁が平成21年に行った不認定の処分が当審査会の平成23年の裁決によって取り消されたため、同一の認定申請につき処分庁が再度審査して不認定とした原処分に対する不服審査請求である。</p> <p>留意事項が中皮腫の診断に有用として推奨する陽性マーカーは、calretininを除き、処分庁が新たに染色したWT-1を含めて全て陰性であり、陰性マーカーのS-100 が陽性であったから、当該腫瘍が中皮腫であることを示唆する所見はなく、中皮腫であるとはいえない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、申請中死亡者の夫。	平20. 3. 14	平24. 6. 27
5	独立行政法人環境再生保全機構	福岡県北九州市の女性	平24. 9. 21	びまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>未申請死亡者には、大量の石綿ばく露歴と著しい呼吸機能障害が認められる。しかし、放射線画像上、びまん性胸膜肥厚と判定できる所見はなく、指定疾病に係るびまん性胸膜肥厚であるとは認められない。なお、処分庁は、呼吸機能の低下はサルコイドーシスに由来すると考えられたとするが、当審査会は、病理組織標本等を取り寄せて検討した結果、サルコイドーシスに由来すると断定することはできないと判断した。</p> <p>以上から、原処分の結論自体は相当であり、これを取り消す理由はない。</p>	審査請求人は、未申請死亡者の妻。	平24. 5. 9	平24. 7. 26